

紫草壳渡始末書之事

吉六山田新桐生新町 庄屋の庄屋久

子飛書 紫草壳渡始末書之事

一 吉六子年極月廿五振振款毎云云月廿

云有人持て對候段主之旨振振款毎

同方二月廿五日若知之段振振款毎

御書之令子云云知合之旨云云令書之御

中云云今月廿五日與之御書之御

仕り振振度之御書之御

同人中之委之御書之御

沙汰之令子年連之御書之御

月連之御書之御

此由之元月廿五日之御書之御

五之云云月連之御書之御

書判之元云云御書之御

有之御



有し此

仕物書く字

一書振振

のり振の信

同じ故に之を振の信

此は金に振る字

又云く

と云

ゆき山振

ゆき山

ゆき山

ゆき山

ゆき山

此は金の振る字

子極月はるは

入るは

多心身成及

はるは

はるは

はるは

右に金に振る字は信を金に振る字  
右に人字に振る字は信を人字に振る字

子飛く字

ゆき山

●金に振る字

子那く字

内子の子那く字

●今更病中

右ノ通川飛合村多々元永成元信金  
有<sup>く</sup>才才才才才才才才才才才才才才才才  
才才才才才才才才才才才才才才才才

極十月七日相

極七月相月七日相

徒七月相月七日相

入合方村多多元元永永成成元元

古之通川飛合村多々元永成元信金  
有<sup>く</sup>才才才才才才才才才才才才才才才才  
才才才才才才才才才才才才才才才才

丑 四月十七日

尾中殿所分知

或入合方

入合方村

極月廿七日

入房村  
多子心年藏

種瓜仲夏之  
佳藝藏刊

古之遊耕法其地宜之農具今亦  
用之ト云々  
一切事之中心莫如耕  
此種之宜如何  
仰意也  
金子川方政  
仰奉  
仰意也

丑 四月十七日

佳水殿所叙知

東金房部  
入房村

永藏

桐生  
市所役棟

【本文解説文】

「上芴山田郡桐生新町 清水屋孝蔵同人  
手形滞一件 紫根賣渡始末書之事」

一 去ル子年極月紫根拾駄両二五又式百目買  
二 而兩人持ニ對談致置内金拾五兩也請取  
同廿三日引合之荷物不残相渡し其節幸蔵殿  
約束之金子ハ不都合ニ而間ニ合不申候様  
申之只今月廻ニ相成候而者誠ニ難渋  
仕候趣度々掛合致候得者其節右  
同人申候義ハ兩二五又五百目買ニ而賣切ニ  
致候得者金子早速相渡し可申と掛合有之  
月廻仕候事故金子差支ニ付無是悲  
御當地取引致候紫染屋江賣捌候相場方  
兩二三目除も下直ニ賣渡し其節之仕切  
○御當地林屋仲右衛門殿江  
書判故ニ取置外○ニ對談取極手形等も  
有之候

仕切書之写

ノ式拾九俵

一 紫根拾駄 目方改ノ三百六拾五又四百目

此代金六拾六兩

壹分式朱卜

五五かへ 三百文

内金四拾兩 式俵

壹分式朱卜 相渡り

百文

内金壹兩卜 駄賃

二百文 立替

以上ノ金式拾五兩也

か里

子極月廿四日 清水屋 仕切

幸藏 判

入曾村

糸屋勘藏殿

右之金子御當地林屋仲右衛門殿江渡金有之候之處  
両三人立會之上為替取極手形請取置候事

手形之写

為替手形之事

一金貳拾五兩也

右之通川越入曾村糸屋勘藏殿江渡金  
有之候ニ付来ル正月卅日此手形引替ニ  
無相違相渡し可申候仍而如件

子 七日

極月廿七

清水屋 仕切

桐生

幸藏 判

宿 林屋仲右衛門殿

入曾村 糸屋勘藏殿

右之通對談取極置候處只今相成  
候而下落致候ハ、預り物杯と申買切物二者  
一切無之と申募私ニ(我々)尔お為て難渋  
至極ニ奉存候何卒以

○引合之為替手形之

御慈悲○金子濟方致候様奉願上候

丑 四月十七日

清水殿御領知

武彘入間郡

入曾村

桐生

勘藏

御町役様

【本文読み下し文】

「上州山田郡桐生新町 清水屋孝蔵同人

手形滞り一件 紫根売り渡し始末書の事」

一 去る子年極月、紫根十駄、両に(つき)五メ二百目買いにて兩人持に対談いたし置き、内金十五両なり請け取り、同二十三日引き合いの荷物残らず相渡し、その節幸蔵殿約束の金子は不都合にて、間に合い申さず候様これを申し、只今、月廻りに相成り候ては誠に難渋仕り候趣、たびたび掛け合いたし候えば、その節、右同人申し候義は、両に五メ五百目買いて売り切れにいたし候えば、金子早速相渡し申すべきと掛け合いこれあり月廻りつかまつり候事ゆえ、金子差し支えに付、是非無く御当地取り引きいたし候、紫染屋へ売り捌き候相場より両に三百目除くも下値に売り渡し、その節の仕切り

○御当地林屋仲右衛門殿へ

書判ゆえに取り置き外に○対談取り極め手形等もこれあり候

仕切書の写

ズ二十九俵

一紫根十駄 目方改ズ三百六十五メ四百目

この代金六十六両

一分二朱と

五五かへ 三百文

内金四十両 二俵

一分二朱ト 相渡り

百文

内金一両と 駄賃

二百文 立替え

以上ズ金二十五両なり

かり

子極月二十四日 清水屋 仕切

幸蔵 判

入曾村

糸屋勘蔵殿

右の金子御当地林屋仲右衛門殿へ渡し金これあり候のところ  
両三人立会いの上、為替取り極め手形請け取り置き候事

手形の写

為替手形の事

一金二十五両なり

右の通り、川越入曾村糸屋勘蔵殿へ渡し金

これあり候に付、来る正月三十日、この手形引き替えに  
相違なく相渡し申すべく候、よつて件の如し

子 七日

極月二十~~二~~日

清水屋 仕切

桐生

幸蔵 判

宿 林屋仲右衛門殿

入曾村 糸屋勘蔵殿

右の通り、対談取り極め置き候ところ、只今、相成り  
候て下落いたし候はば、預り物などと申し買い切り物には  
一切(いっさい)これなくと申し募り(我々?)において難渋  
至極に存じ奉り候、何卒(なにとぞ)

○引き合いの為替手形の

御慈悲○金子済し方いたし候様、願ひ上げ奉り候

丑 四月十七日

清水殿御領知

武州入間郡

入曾村

桐生

勘蔵

御町役様



## 【解説】

今回も、未読のまま出題に及びました。ことにきつかけは、前回の【用語解説】で岩機様(いわきさま)の文字が不読に終わってしまったことから、これが頭に残っていました。かなり考えての結果、岩に続く文字がさまよい続け、今回、「紫根」に遭遇し、この「根」かと思ひ、岩根もあるなど疑心暗鬼。岩瀬・岩佐・岩手・岩名と列挙したものの、力不足は隠しきれません。ですが、一通りの解釈と意味は理解しましたので、世に問うこととしました(苦笑)。

さて今回の文書ですが、幕末から明治にかけての日付けのみの文書の判定は難しいものがあります。江戸(近世)か明治(近代)か、何とも言えません。干支(えと)が「子」と「丑」が解るので年表から「子」は元治元年(一八六四)か明治九年(一八七六)。「丑」は慶応元年(一八六五)か明治十年(一八七七)。そのころ書かれた文書です。目安となるのが貨幣の切り替えて明治四年(一八七二)で新円切り替えが目安ですが、これとても地方への徹底までには時間を要しました。

大意は、「手形のひと悶着(もんちゃく)」で、文中の清水屋の対応に苦慮した生産者(売り人)の糸屋勘蔵(武州入曾村住)が桐生の町方に訴状を出していることです。この文面から桐生の商人と今日で言う埼玉県の入曾村との取引状況が垣間見られます。

売り手は値引きの上、さらに支払いが遅れたことにより(糸)相場の損害を受けたことが予想されます。

この書状の文字の難解なところは、中ほどの総々(そうざ)のところ、以前、同僚が見つけ出したのですが、「以上」と読ませて頂きました。これは発想の転換でした。普通、以上は文末に記されることが多いのですが、この例のように文意から妥当性が見いだせません。

さらに今回は「對談」ですが、二回ほど繰り返してみたら判明しました。また、地名は人名と同様、現地の人には分かるのですが、部外者ですと読めません。「入間」は最初、「會津」の「會」と読み、文意が伝わりませんでした。

文間の○印は左横へ流れる○の箇所への挿入文で、この事はご存知かと思ひます。

なお、「私ニ尔おゐて」は「我々において」と解しました。

今回は比較的読みやすいものでしたが、苦戦しました。三百文と二俵は文意の流

れから読み、その後、メモ紙にて計算し三百と割り出しました。二俵は疑問のままです。ご了承ください。

判読しづらい文字は、次のとおりでした。いずれも前後の文意の流れから判断した用語ですが、補いましたので、ご承知おきください。

【月】か【目】か、【御】と【渡】。前回同様、心もとない解説で失礼します(笑)。

古文書学習は、現時点で苦戦しても、将来的に、「あつ、あの文字だ」と分かる場合もあります。いったん時間を置くことも必要です。楽しみながら続けていきますしよう。

#### 【用語解説】

\*紫根(しこん)：「むらさき」の根。薬用に用いられた。主に解毒剤。また染物にも利用された。

\*始末(しまつ)：この場合、事の始終。顛末(てんまつ)

\*匁、目(もんめ)：銀(貨)の単位で通常、貫目(かんめ)・匁(もんめ)・分(ぶん)・厘(りん)と重さがあり、一貫目は一〇〇〇匁。一匁は一〇分。一分は一〇厘。一厘は一〇毛(もう)。

匁は一〇毛(もう)。匁は端数が生じる場合に使用し、目は割り切れる場合に使う。

\*五五かへ(ごごかえ)：金と銀(秤量貨幣で重さで流通していた)の交換比率で通常、庶民の使用通貨である銭(銅貨)との相場で、この時は、壹両は五五〇〇文。銀では六〇匁。銀は江戸期を通して、変動はすくなかったが、銭は最終的には一万二〇〇〇文に達していく。六〇〇〇文の時が長かった。

清水屋幸蔵：本文書出しに孝蔵とも書かれている。当時社会では、一般的に読みで通用していたことによる間違い表記で、読みは「こうぞう」。清水屋と名乗るのは、山田郡境野村(殿林)に清水屋が酒造りを営業しており、新町に新店を構えたとも言われる。近江商人の流れで、当主市左衛門の関係者か？ちなみに寛政五年(一七九三)二月の「酒屋仲間連名帳」によれば、当地においては、二十二軒の名前が見出せる。

引用は、『桐生市史(上巻)』『広辞苑(第六版)』他